

## 宮城県子ども食堂緊急支援事業補助金 事業者募集のお知らせ

宮城県では、物価高騰の影響を受けた子ども食堂の運営団体等の負担を軽減するため、下記の事業に対して緊急的に補助を行います。

### 対象事業

県内で子どもたちに対し、無料又は低額で会食又は配食を通じて食事の提供を行う子ども食堂（食事の配送を含む。以下「子ども食堂」という。）を実施する事業とします。

なお、「会食」とは、会場で集まって食事をするをいい、「配食」とは、会場で弁当や食事等を配布することをいいます。

### 対象者、補助率、補助限度額

#### 1 補助対象者

補助金の交付対象者は、以下の要件を全て満たす団体・個人です。

- (1) 申請時に県内において子ども食堂を運営していること。
- (2) 本事業実施期間中に県内での活動の実績が確認できること。
- (3) 補助対象事業に係る収支について明確に把握し報告できること。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

#### 2 補助率

補助対象経費の 3/4

#### 3 補助限度額

1事業者あたり 30万円

### 補助対象期間

令和6年10月1日（火）から令和7年2月28日（金）まで

### 募集期間

令和6年10月28日（月）から令和6年11月29日（金）まで

※ 予算の上限に達した場合は、期間内でも受付終了となります。

## 対象経費

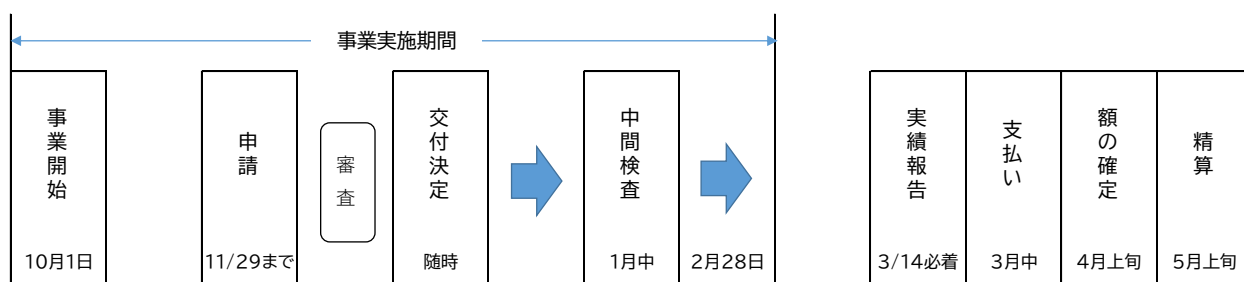
事業実施に直接かかる経費のうち以下に掲げるもの。

- ・光熱水費 ・食材購入費 ・物品購入費（調理器具、紙コップ、容器等）
- ・配送交通費 ・その他知事が必要と認める経費

※ 証拠書類（領収書・請求書等）によって金額が確認できるものに限りです。

※ 領収書等による証明ができない経費については、一切補助金の対象とすることができませんので、御注意願います。

## 補助金交付までの流れ(予定)



交付決定後、概算払い（費用の前払）を請求することができます。  
概算払いは交付決定額の5割まで申請可能です。残額分については、実績報告後の支払いとなります。

※ 中間検査は必要に応じて行います。

## 申請方法

下記のウェブサイトから申請書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と合わせて下記提出先まで電子メールで、令和6年11月29日（金）17時まで（必着）に申請してください。

※ メールによる提出が難しい場合は、別途御相談ください。

申請書ダウンロード先（宮城県ウェブサイト）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kodomosyokudouhozyokin.html>

## 問合せ・提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県 保健福祉部 子ども・家庭支援課 家庭生活支援班

担当：神田、伊藤

電話：022-211-2633 / メールアドレス：[kodomok@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kodomok@pref.miyagi.lg.jp)

**※ 本補助金は令和6年度限りの補助金となっております。**